平成２９年（フ）第２２０７号
大阪市東淀川区南江口２丁目２番１―306号
債務者　上村　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２８号
大阪市鶴見区横堤２丁目13番８号　ヴィラナリー鶴見203号、前住所大阪市鶴見区横堤４丁目27番20号
債務者　西﨑　修之
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６５号
大阪市西成区松２丁目４番27号ライフステージ花園104号、前住所大阪市西成区千本北２丁目１番10号
債務者　目時　正芳
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７８号
大阪府門真市本町41番11号　203号
債務者　甲斐　孝行
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１６号
福岡市東区多の津４丁目11番30号
債務者　鈴吉　潮美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７１８号
福岡県春日市春日公園５丁目15番地　光コーポ201号
債務者　岩橋　陽美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７５号
福岡市博多区上呉服町２番27―702号
債務者　井村　福吉
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６０号
北海道帯広市東６条南19丁目３番地　ニューコーポ立川102号・田頭方
債務者　加賀　早苗
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
北海道中川郡幕別町錦町99番地の１
債務者　森本　敬司
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
群馬県太田市西新町25番地６　キュウブＦ―201号
債務者　鈴木　敦久
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３９号
岡山県真庭市勝山378番地
債務者　岸本　啓介
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７３号
香川県香川郡直島町1962番地
債務者　柴田　真吾（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０号
香川県高松市浜ノ町60番55―621号　イトーピア高松
債務者　塩山　　愛（旧姓城本）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９８号
香川県高松市屋島西町2475番地２　公団住１―202
債務者　三井　義幸
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１００号
香川県高松市西春日町1100番地９
債務者　堀　香津子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０１号
香川県高松市高松町1081番地18
債務者　合田　香織（旧姓泉・土岐）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
香川県三豊市豊中町下高野2771番地３
債務者　宇川　裕治
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部